

海上輸送の安全にかかわる情報
(令和7年度)

国土交通省海事局

はじめに

本報告書は、「海上運送法第19条の3」及び「内航海運業法第21条」に基づき、令和7年度の輸送の安全にかかわる情報を公表するものです。

事業者の安全に係る事項の透明性を向上させ、事業者の「輸送の安全の確保」に対する意識を高め、海上輸送の安全の確保を図ることを目的としております。

目 次

1	事故及び運航管理監査の状況	
(1)	船舶事故の発生状況	1
(2)	船種別事故の発生状況	2
(3)	運航管理監査の実施状況	4
2	事業停止命令に係る事項	6
3	安全確保命令に係る事項	10
4	行政指導に係る事項	43

1 事故及び運航管理監査の状況

(1) 船舶事故の発生状況

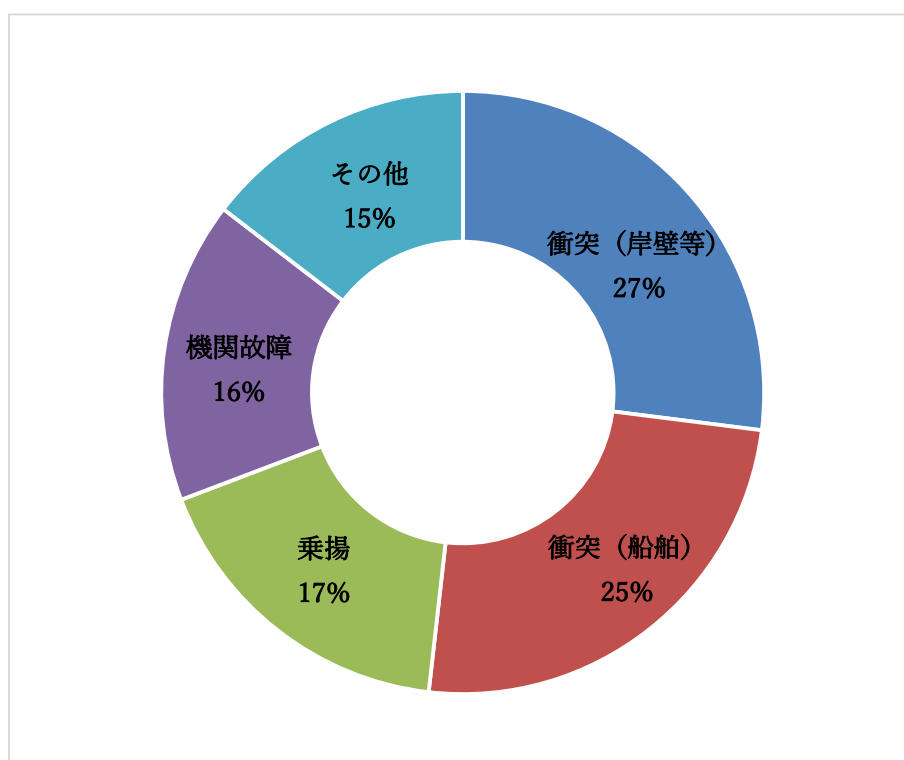
令和7年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者から報告された事故の発生件数は、対前年度比17件（約10%）減の163件となりました。

事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）では、「衝突（岸壁等）」が全体の27%を占めており、以下、「衝突（船舶）」が約25%、「乗揚」が約17%、「機関故障」が約16%となっています。

（件）

事故種類別	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	3年間の 合計
衝突(岸壁等)	41	58	36	135
衝突(船舶)	20	42	62	124
乗揚	35	24	28	87
機関故障	35	30	16	81
浸水	9	5	5	19
油流出	1	8	8	17
火災	5	1	4	10
漂流	2	5	1	8
沈没	1	1	3	5
その他	8	6	0	14
合計	157	180	163	500

事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(2) 船種別事故の発生状況

① 旅客船

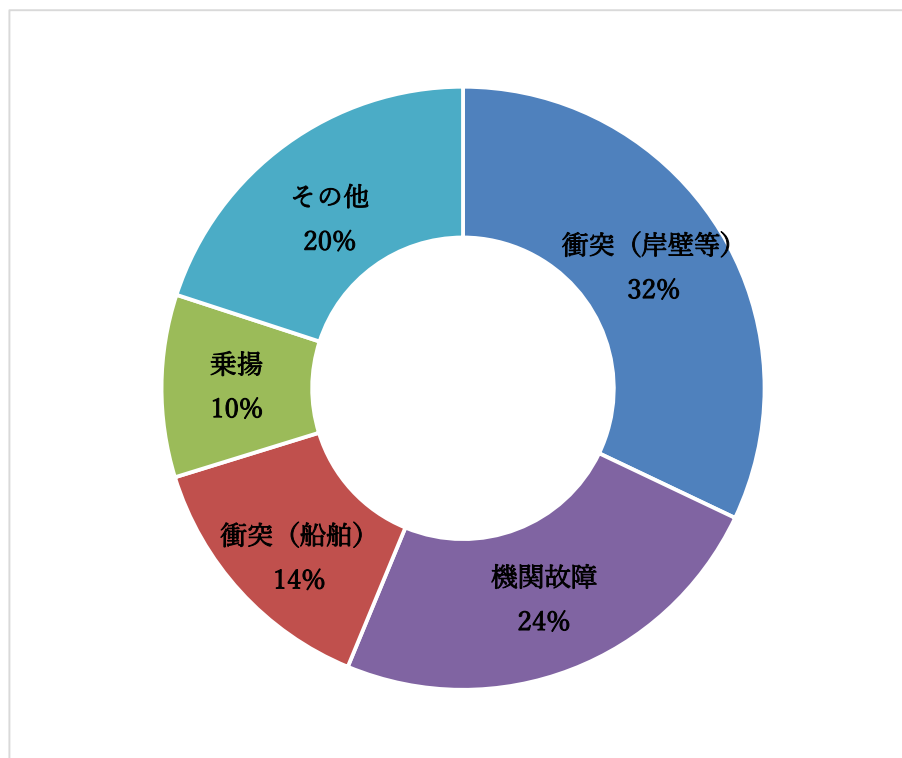
令和7年度の旅客船の事故の発生件数は、対前年度比16件(約29%)増の71件となりました。

事故種類別の割合(直近過去3ヶ年平均)をみると、「衝突(岸壁等)」が約32%、「機関故障」が約24%、「衝突(船舶)」が約14%、「乗揚」が約10%となっています。

(件)

事故種類別	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	3年間の 合計
衝突(岸壁等)	28	22	19	69
機関故障	29	12	11	52
衝突(船舶)	6	8	16	30
乗揚	11	2	8	21
浸水	6	4	4	14
火災	2	0	4	6
漂流	1	1	1	3
油流出	0	2	6	8
沈没	0	0	2	2
その他	6	4	0	10
合計	89	55	71	215

旅客船の事故種類別の割合(直近過去3ヶ年平均)



② 貨物船

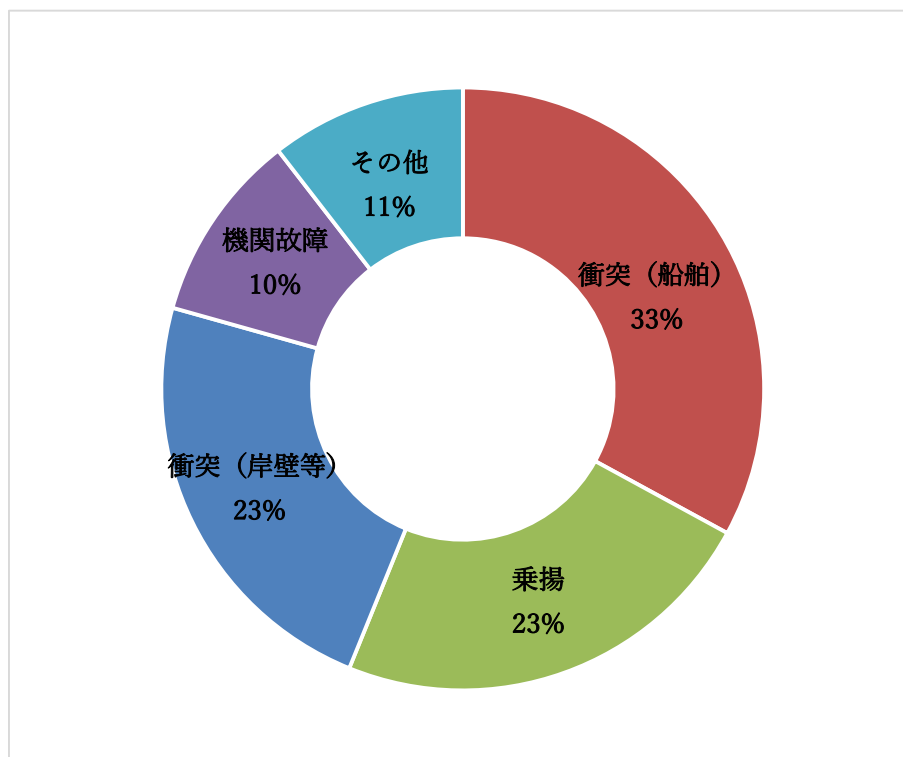
令和 7 年度の貨物船の事故の発生件数は、対前年度比 33 件（約 26 %）減の 92 件となりました。

事故種類別の割合（直近過去 3 ヶ年平均）をみると、「衝突（船舶）」が約 33 %、「衝突（岸壁等）」及び「乗揚」がそれぞれ約 23 %、「機関故障」が約 10 %を占めています。

（件）

事故種類別	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	3 年間 の合計
衝突（船舶）	14	34	46	94
衝突（岸壁等）	13	36	17	66
乗揚	24	22	20	66
機関故障	6	18	5	29
油流出	1	6	2	9
火災	3	1	0	4
沈没	1	1	1	3
浸水	3	1	1	5
漂流	1	4	0	5
その他	2	2	0	4
合計	68	125	92	285

貨物船の事故種類別の割合（直近過去 3 ヶ年平均）



(3) 運航管理監査の実施状況

令和7年度は、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者の船舶及び事業場に対して4,659件の運航管理監査を実施しました。

監査の結果、行政処分又は行政指導を行った件数は33件であり、うち26件については、行政処分を行いました。

運航管理監査の実施件数

(件)

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
監査実施件数 (うち事故発生時等の監査実施件数(注①))	3,898 (73)	4,167 (91)	4,659 (117)

注①：事故発生時等に緊急に行われる監査を実施した件数

運航管理監査における行政処分等の件数

(件)

		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
行政処分	事業許可取消	0	0	0
	事業停止命令	0	0	2
	安全確保命令	12	12	24
	安全統括管理者・運航管理者解 任命令	0	1	0
行政指導		24	20	7

令和7年度の運航管理監査において確認した具体的な安全管理規程の
違反事項別件数内訳（注②）

違反事項		違反数
輸送の安全を確保するための事業運営方針に関するもの	安全方針、安全重点施策に関するもの	7
	関係法令等の遵守に関するもの	19
輸送の安全を確保するための事業管理体制に関するもの	組織体制等、事業者管理体制に関するもの	59
	経営責任者の責務に関するもの	22
輸送の安全を確保するための事業管理方法に関するもの	船舶の運航管理に関するもの	76
	事故、災害等に係る対応に関するもの	20
	安全教育、訓練に関するもの	30
	その他	19
事業法の規定（上記安全管理規程以外）に関するもの		5
合計		257

注②：行政処分等を行う場合は、1件の行政処分等につき、複数の改善措置を事業者に講じさせる場合もあることから、行政処分等の件数と処分等によって講じさせた改善措置等の内訳の合計値は一致しない。

※ 国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じ、旅客船及び貨物船の輸送の安全を確保するため、全国62箇所の地方運輸局等に配置されている運航労務監理官が、通常時から定期的に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者等に対してその業務に関する報告を求めるほか、船舶運航事業者等が運航する船舶及び事業場に対して運航管理監査を実施しています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と称する運航管理監査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無の確認等を行い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等のため、法令に基づく関係者の処分や指導など再発防止に努めています。

2 事業停止命令に係る事項

令和7年度は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた旅客船を運航する2事業者に対して、海上運送法第21条の5及び第22条第2項において準用する第19条の14の規定に基づき、事業の停止命令を行いました。

これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案1 旅客不定期航路事業の許可を受けずに事業を営んでいた事案

事業者 : 有限会社池上（一般不定期航路事業）
発出年月日 : 令和7年11月18日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和7年7月17日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同社が旅客不定期航路事業の許可を受けずに旅客船の運航事業を営んでいたこと等を確認した。

【命令内容】

海上運送法第22条第2項において準用する法第19条の14に基づき、令和7年11月19日から令和8年1月2日までの45日間、内航一般不定期航路事業の事業を停止すること。

【監査により確認された海上運送法違反事項】

1. 旅客不定期航路事業の許可を受けないで、事業を営んでいた。
2. 一般不定期航路事業の航路の変更を届出していなかった。
3. 運航実績報告書を真実且つ正確に報告していなかった。
4. 経営トップが関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与していなかった。
5. 安全方針を設定していなかった。
6. 安全重点施策を策定していなかった。
7. 安全統括管理者が関係法令及び安全管理規程を遵守していなかった。
8. 運航管理者が関係法令及び安全管理規程を遵守していなかった。
9. 運航の可否判断等の記録をしていなかった。
10. 船舶の点検整備に関する記録をしていなかった。
11. 陸上施設の点検整備に関する記録をしていなかった。
12. 安全管理規程の内容に関する教育を行っていなかった。
13. 事故処理に関する訓練を実施していなかった。
14. 船舶に運航基準図を備え付けていなかった。
15. 船舶に速力基準表を掲示していなかった。

事案2 旅客船が船舶検査証書に定められている条件（夜間航行禁止）に違反して運航していた事案

事業者 : 株式会社太閤コミュニティー（一般不定期航路事業）
発出年月日 : 令和8年2月27日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和7年9月24日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同社が運航する旅客船「第七天祐丸」（1.7トン）が、令和7年4月から6月の間に少なくとも計5日間、船舶検査証書に定められている条件（夜間航行禁止）に違反して運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

海上運送法第22条第2項において準用する法第19条の14に基づき、令和8年2月28日から令和8年4月2日までの34日間、一般不定期航路事業の事業を停止すること。

【監査により確認された海上運送法及び関係法令の違反事項】

1. 船舶安全法第18条第1項第8号に基づき船舶検査証書に記載されている条件に違反して、船舶を運航の用に供していたこと。
2. 船員法第118条の5第1項に基づく特定教育訓練について、特定小型船舶の乗組員に対して、法令・告示に定める内容を実施していなかったこと。
3. 海上運送法第22条第2項において準用する第19条の4及び安全管理規程第55条第4項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者、運航管理者、安全方針及び安全重点施策に係る情報について外部に対して公表していなかったこと。
4. 海上運送法施行規則第23条の6第1項において準用する第19条の2の2第2項に基づき、毎事業年度の経過後100日以内に、事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報、事業の用に供する船舶の事故に係る情報について外部に対して公表を行い、その内容を北海道運輸局に報告していなかったこと。
5. 海上運送法第22条第2項において準用する第19条の10第1項及び同法施行規則第23条の2の規定に基づき、使用船舶の追加に係る変更届出をしていなかったこと。
6. 海上運送法第22条第2項において準用する第19条の10第1項及び同法施行規則第23条の2の規定に基づき、使用船舶の定員変更に係る変更届出をしていなかったこと。
7. 安全管理規程第4条に基づく経営トップの主体的関与について、経営トップは、船舶検査証書に記載された条件に違反して船舶を運航させた等、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底していなかったこと。
8. 安全管理規程第6条に基づく安全方針について、経営トップは、その設定をしていなかったこと。

9. 安全管理規程第7条に基づく安全重点施策について、経営トップは、その策定をしていなかったこと。
10. 安全管理規程第17条に基づく安全統括管理者の職務及び権限について、安全統括管理者は、船舶検査証書に記載された条件に違反して船舶を運航させた等、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にしていなかったこと。
11. 安全管理規程第18条に基づく運航管理者の職務及び権限について、運航管理者は、配船計画や配乗計画を作成するに際して、その安全性について検討していなかった等、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄しておらず、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図っていなかったこと。
12. 安全管理規程第20条に基づく安全管理規程の変更について、経営トップ並びに安全統括管理者又は運航管理者は、運航基準及び事故処理基準等の内容に変更が生じているにも関わらず、安全管理規程の変更をしていなかったこと。
13. 安全管理規程第21条に基づく運航計画の作成について、運航管理者は、自らの職務を理解し、自らが主体となって、その安全性を検討していなかったこと。
14. 安全管理規程第21条に基づく配船計画の作成について、運航管理者は、船舶検査証書に記載されている条件に違反して、船舶を運航させており、その安全性を検討していなかったこと。
15. 安全管理規程第22条に基づく配乗計画の作成について、運航管理者は、特定教育訓練終了者を乗り組ませる等、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか、その安全性を検討していなかったこと。
16. 安全管理規程第28条及び運航基準第4条の2に基づく運航の可否判断等の記録について、運航管理者及び船長は、運航中止に係る情報、運航の可否判断の結果等を運行管理日誌に記録していなかったこと。
17. 安全管理規程第29条に基づく運航管理者の措置に関して、運航管理者は、水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報及び乗船した旅客数について、船長に報告をしていなかったこと。
18. 安全管理規程第30条、運航基準第10条及び11条に基づく船長の措置に関して、船長は、出入港、航路の折り返し地点、運航基準の図に定める地点及び着岸5分前について、運航管理者補助者へ運航基準に定める事項を連絡していなかったこと。
19. 安全管理規程第38条に基づく飲酒等の禁止に関して、安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築していなかったこと。
20. 安全管理規程第40条に基づく船舶の点検整備に関して、船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について点検した事項を点検簿に記録していなかったこと。
21. 安全管理規程第41条に基づく陸上施設の点検整備に関して、運航管理者は、陸上施設点検簿を作成していなかったこと。
22. 安全管理規程第52条に基づく教育等の記録について、安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者等に対し、安全管理規程等

について安全教育を実施した際、その概要を記録簿に記録していなかったこと。

3 安全確保命令に係る事項

令和7年度は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた旅客船を運航する20事業者(21事案)及び貨物船を運航する3事業者(3事案)に対して、海上運送法第19条第2項又は内航海運業法第20条第1項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」をとるよう命令を発し、改善措置が講じられたことを確認しました。

これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案1 長期にわたり非常の場合のために必要な海員に対する操練が適切に実施されていなかったのみならず、あたかも適切に操練を実施したかのような事実と異なる記録がなされていた事案

事業者 : 東海汽船株式会社(一般旅客定期航路事業)
発出年月日 : 令和7年4月1日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和6年11月以降、海上運送法に基づく監査を実施したところ、長期にわたり、非常の場合のために必要な海員に対する操練を適切に実施せず、実際には操練を実施していない場合においても、航海日誌において、操練を実施した旨の虚偽の記載をしていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する永続的かつ不可逆的な再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第4条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
2. 安全統括管理者は、法令に違反した事実に関して永続的かつ不可逆的に再発防止を図るべく、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、法令に違反した事実に関して永続的かつ不可逆的に再発防止を図るべく、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第23条に基づき、配乗計画を作成又は改定するに際して、関係法令で義務付けられた安全の確保上必要な教育訓練を修了した者を乗り組ませる等、輸送の安全の確保上必要と認められる事項について十分に検討をした上で、安全上の同意をすること。
5. 船長は、安全管理規程第51条に基づき、船員法第14条の3第2項に基づく操練の実施状況について、事実と変わらず記録をし、運航管理者に対してありのままに報告をすること。

事案 2 船舶検査証書に定められている航行上の条件に違反して遊覧船を運航していた事案

事業者 : 一般社団法人萩八景遊覧船（人の運送をする内航不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 4 月 1 6 日
所管局 : 中国運輸局

【概要】

令和 6 年 9 月 5 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同社が運航する遊覧船において、船舶検査証書に定められている条件（夜間航行禁止）に違反して、日没後に乗客を乗せて運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船長は、船舶安全法第 18 条第 1 項第 8 号に基づき、船舶検査証書に記載されている条件に違反して船舶を運航しないこと。
2. 安全統括管理者は、海上運送法第 19 条の 4 及び安全管理規程第 52 条第 4 項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。
3. 経営トップは、安全管理規程第 4 条第 1 号に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底させること。
4. 経営トップは、安全管理規程第 7 条第 4 項に基づき、安全重点施策の見直しを行うこと。
5. 安全統括管理者は、安全管理規程第 16 条第 3 号に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底させること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 17 条第 1 号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第 49 条に基づき、安全に関する教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくこと。
8. 内部監査を行う者は、安全管理規程第 50 条に基づき、年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を実施すること。
9. 船長は、作業基準第 10 条に基づき、船内の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項を掲示すること。

事案3 貨物船の航海士が酒気帯び状態で航海当直業務を行った事案

事業者 : 明港汽船株式会社（内航海運業）
発出年月日 : 令和7年6月27日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和7年3月13日、内航海運業法に基づく監査を実施したところ、川崎航路沖を航行中の貨物船「第三おりいぶ」（499トン）において、同船の航海士がアルコール検査を実施せず、酒気帯び当直を行っていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、船舶による輸送の安全確保のため、関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 経営トップは、安全管理規程第10条に基づき、運航管理者が実質的に不在な状態に陥ることのないよう、安全統括管理者の意見を聴いて内航海運業法施行規則第13条の3各号のいずれにも該当する者の中から運航管理者を選任する等、適切な運航管理体制を維持するための措置をとること。
3. 経営トップは、安全管理規程第11条に基づき、運航管理者が身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったときは、運航管理者を解任する等、適切な運航管理体制を維持するための措置をとること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第15条に基づき、船舶が運航している間は、常に連絡がとれる体制をとること。
5. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
7. 安全統括管理者等は、安全管理規程第35条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。
8. 運航管理者は、安全管理規程第45条及び事故処理基準第4条に基づき、同種事案が再発する可能性が高いインシデントが発生したときは、速やかにその概要及び状況を所管運輸局等に報告すること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、乗組員、安全管理に従事する者等に対し、安全管理規程（アルコール検査要領に定める飲酒教育を含む）、その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。
10. 内部監査を行う者は、安全管理規程第51条に基づき、経営トップの支援を得て関係者ととともに、年に1回以上、船舶及び安全管理規程の遵守

状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査及び見直しを行うこと。

事案 4 特定教育訓練を修了していない者が乗組員として旅客船の運航に従事した事案

事業者 : 株式会社Dts creation (旅客不定期航路事業)
発出年月日 : 令和7年7月16日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和7年4月22日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航管理者が乗組員を配乗するにあたり、船員法に定める特定教育訓練を修了した者を乗り組ませていなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 特定小型船舶所有者は、船員法第118条の5第1項に基づき、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。
2. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、船員法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船員法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、船員法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
5. 運航管理者は、配乗計画を作成又は改定する場合は、安全管理規程第22条に基づき、特定教育訓練修了者を乗り組ませる等、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか、その安全性を検討すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、事故処理に関する訓練実施後はその概要を記録すること。

事案 5 旅客船において、船舶の運航に必要な法定職員が乗船していない状態で運航していた事案

事業者 : 和幸船舶株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 8 月 6 日
所管局 : 神戸運輸監理部

【概要】

令和 7 年 5 月 25 日、旅客船「awaline きらら」（184 トン）が、乗客 38 名及び乗組員 3 名を乗せて兵庫県淡路市の淡路交流の翼港から出航する際、岸壁に衝突した。乗客等に怪我は無かった。同年 5 月 29 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、有効な海技免状を受有していない者を船長として乗り組ませていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 18 条に基づき、乗組み基準に従った海技免状を受有する海技士を乗り組ませること。
2. 経営の責任者は、安全管理規程第 4 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括するとともに、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 23 条に基づき、配乗計画を作成する際において、法定乗組員を適正に確保すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 49 条に基づき、事故の発生を知った時は、速やかに関係官署に事故の概要及び事故処理の状況を報告するとともに助言を求めること。

事案6 旅客船が基準経路から逸脱し、暗礁に乗揚げ座礁した事案

事業者 : 株式会社スパ・マリーナ熱海（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和7年8月7日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和7年5月16日、旅客船「SANREMO」（19トン）が、「熱海港周遊航路」において、乗客4名及び乗組員3名を乗せて熱海港防波堤灯付近を航行中、基準経路から逸脱し、暗礁に乗揚げ座礁した。乗客等に怪我は無かった。同年5月27日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航基準図に記載された基準経路を遵守して運航していなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全管理規程第7条に基づき、安全方針に沿って、安全第一を理念とした安全重点施策を実施すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にすること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
5. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第4条の2に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。
6. 船長は、安全管理規程第30条並びに運航基準第10条及び11条に基づき、基準経路上の定められた地点に達したときその他の同条で定められた場合に、同条で定められた事項について、運航管理者に連絡を行うこと。
7. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第31条並びに運航基準第3条、6条及び7条に基づき、緊急の場合を除き、運航基準図に定める基準経路の航行を確実にすること。
8. 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、毎日1回以上、係留施設、乗降用施設及び転落防止施設等について点検し、陸上施設点検簿に記録すること。
9. 運航管理者は、安全管理規程第48条及び事故処理基準第4条3項に基づき、事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに関係運輸局等に報告すること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施すること。

11. 船長は、運航基準第8条に基づき、速力基準表を船内の操作する位置から見易い場所に掲示すること。

事案 7 火災事故により沈没した旅客船について、乗組員が特定教育訓練を修了していなかった事案

事業者 : 六口丸海運有限会社（一般不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 9 月 2 6 日
所管局 : 中国運輸局

【概要】

令和 7 年 5 月 1 6 日、旅客船「第二十七むくじ丸」（1 9 トン）が備讃瀬戸東航路において、乗客 2 1 名及び乗員 4 名（うち 2 名は添乗員）を乗せて高松方面に航行中、火災が発生した。乗客等に怪我は無かった。同年 5 月 2 2 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、事故当日の甲板員 1 名が特定教育訓練を未修了であったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船員法第 1 1 8 条の 4 に基づき、小型船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。
2. 安全統括管理者は、海上運送法第 1 9 条の 4 及び安全管理規程第 5 5 条第 4 項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。
3. 経営トップは、安全管理規程第 4 条第 1 号に基づき、関係法令及び社内規程の遵守を社内に徹底させること。
4. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条第 3 号に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守を社内に徹底させること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条第 1 号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 2 2 条第 3 項に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、小型船舶にあっては、乗組員が船員法第 1 1 8 条の 4 の規定による特定教育訓練を修了しているか等、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているかについて、その安全性を検討すること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第 4 7 条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安署にその概要及び事故処理の状況を報告すること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 4 9 条に基づき、乗組員に対し安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を定期的実施すること。

事案 8 航行中に高波を受けて浸水し、転覆した旅客船について、運航中止基準を遵守していなかった事案。

事業者 : 株式会社飯田産業（一般不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 10 月 31 日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和 7 年 8 月 1 日、旅客船「Milky Way」（1.4 トン）が、「来間港～ユニの浜航路」において、乗客 3 名及び乗組員 2 名を乗せて来間島沖付近を航行中、度重なる高波を受けて浸水し、転覆した。乗客等に怪我は無かった。同年 8 月 8 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航中止基準を遵守していなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 安全統括管理者は、海上運送法第 19 条の 4 及び安全管理規程第 55 条に基づき、輸送の安全に係る情報をインターネット等適切な方法により公表すること。
2. 経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底すること等について、主体的に関与し、安全マネジメント体制を適切に運営すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
5. 船長は、安全管理規程第 24 条に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置等について、適切にその実施を図ること。
6. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規定第 44 条、第 45 条、第 48 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに非常連絡表記載の運輸局等に連絡すること。
7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 50 条に基づき、運航管理補助者、乗組員等、安全管理に従事する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図ること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 51 条に基づき、年 1 回以上、事故を想定した実践的な訓練を計画し実施すること。

事案 9 旅客船が船舶検査証書に定められている最大搭載人員を超えて旅客を搭載し、運航していた事案

事業者 : 四国汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 1 1 月 1 1 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 7 年 8 月 2 2 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同社が運航する「THUNDER BIRD」（19 トン）が、「高松～宮浦～宇野航路」において、船舶検査証書に定められている最大搭載人員（旅客 80 人）を超える数の旅客を乗せて運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船長は、船舶安全法第 18 条に基づき、最大搭載人員を超えて旅客その他の者を搭載しないこと。
2. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3. 経営トップは、海上運送法第 10 条の 3 第 5 項及び安全管理規程第 10 条及び第 11 条に基づき、運航管理者を選任又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ること。
4. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
6. 安全統括管理者は、安全管理規程第 21 条に基づき、規程の内容に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議し、経営トップは、規程の変更を決定すること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第 30 条に基づき、乗船した旅客数を必ず船長に連絡すること。
8. 船長は、安全管理規程第 31 条に基づき、発航前検査を終え出港するとき等は、必ず運航管理者に連絡すること。
9. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、安全管理規程第 35 条及び作業基準（旅客船用）第 7 条に基づき、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して（副）運航管理者及び船長に報告すること。

事案 10 旅客船において、船舶の点検整備の記録がなされていなかった事案

事業者 : 有限会社池上（一般不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 1 1 月 1 8 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 7 年 7 月 1 7 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同社が運航する船舶の点検整備の記録が適切に実施されていないこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
2. 経営トップは、安全管理規程第 6 条に基づき、安全管理にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、社内へ周知すること。
3. 経営トップは、安全管理規程第 7 条に基づき、安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し、実施すること。
4. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
6. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 2 8 条に基づき、船舶及び事業所において自社で定める運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果を記録し、最後に記録された日から 1 年間保存すること。
7. 船長は、安全管理規程第 4 0 条に基づき、船舶の点検整備を確実に行うこと。また、点検を実施した際は点検簿に記録し、その記録を 1 年間保存すること。
8. 運航管理者は、安全管理規程第 4 1 条に基づき、陸上施設の点検を確実に行うこと。また、点検を実施した際は点検簿に記録し、その記録を 1 年間保存すること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 0 条及び第 5 4 条に基づき、運航管理補助者、乗組員等の輸送の安全を確保するための要員に対して、安全管理規程、関係法令の内容について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施するとともに、周知徹底を図ること。また、実施後はその概要を記録し、3 年間保存すること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 3 条及び第 5 4 条に基づき、年 1 回以上、全社的で実践的な事故処理に関する訓練を実施

すること。実施後はその概要を記録し、３年間保存すること。

11. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第５６条に基づき、届出航路に係る運航基準図を船舶に備え付けること。
12. 船長は、運航基準第６条に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示すること。

事案 1 1 非常の場合のために必要な海員に対する操練が適切に実施されていなかったのみならず、あたかも適切に操練を実施したかのような事実と異なる記録がなされていた事案

事業者 : 新日本海フェリー株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 1 2 月 1 7 日
所管局 : 近畿運輸局

【概要】

令和 7 年 1 0 月 1 3 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、「舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧航路」において、非常の場合のために必要な海員に対する操練の実施状況について、船長が事実と異なる報告を運航管理者に行っており、操練が未実施、または記録が虚偽であったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第 4 条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
2. 安全統括管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第 1 7 条に基づき関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第 1 8 条に基づき船舶の運航管理及び輸送の安全確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を行うこと。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 2 2 条に定める運航計画を作成又は改定するに際して、関係法令で義務づけられた操練の実施時間を確保する等、輸送の安全の確保上必要と認められる事項について十分に検討をした上で、安全上の同意をすること。
5. 船長は、安全管理規程第 5 2 条第 1 項に基づき、船員法第 1 4 条の 3 第 2 項に基づく操練の実施状況について、事実と変わらず記録をし、運航管理者に対してありのままに報告をすること。
6. 船長は、安全管理規程第 5 2 条第 2 項に基づき、消火プランを適確に実施できるように、船員法第 1 4 条の 3 第 2 項に基づく操練を実施すること。

事案 1 2 旅客船において、乗客の乗下船用のタラップを外さずに出港し、
タラップが破損した事案

事業者 : 粟島汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 1 2 月 2 6 日
所管局 : 北陸信越運輸局

【概要】

令和 7 年 6 月 2 7 日、フェリー「フェリーニューあわしま」（6 5 4 トン）が、「粟島～岩船航路」において、乗客 4 6 名及び乗組員 9 名を乗せて岩船を出港する際、乗客乗下船用のタラップを外し忘れたまま離岸しようとしたため、タラップが破損した。乗客等に怪我は無かった。同年 7 月 2 8 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、発航前検査が適切に実施されていなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 一般旅客定期航路事業者は、海上運送法第 1 1 条に基づき、その事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けること。
2. 安全統括管理者は、海上運送法第 1 9 条の 4 及び安全管理規程第 5 8 条に基づき、輸送の安全を確保するために講じた措置及び輸送の安全にかかる情報を、適宜の方法により外部に対して公表すること。
3. 経営トップは、事案に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
4. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
6. 運航管理者は、配乗計画の作成・改定について船長に任せることなく自らが関与し、安全管理規程第 2 3 条に基づき、乗組員の適正な確保や乗組員の過労等について、その安全性を検討すること。
7. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 3 5 条に基づき、船舶の離着岸時の作業等について、作業基準に定めるとおりの手順で実施すること。
8. 船長は、安全管理規程第 3 7 条に基づき、発航前検査にて旅客用タラップの取り外しを確認し、航海を支障なく成就するために必要な措置準備を整えること。
9. 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、安全管理規程第 5 0 条に基づき、速やかに海上保安官署等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 2 条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。

11. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的な事故処理に関する訓練を年1回以上実施し、その内容を記録すること。
12. 経営トップは、安全管理規程第56条に基づき、内部監査の重要性を組織内に周知徹底するとともに、年1回以上内部監査を実施できるよう支援を行うこと。内部監査を行う者は、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行い、その内容を記録すること。

事案 13 旅客船において、船内巡視の実施記録を改ざんしていた事案

事業者 : たどつ汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 1 月 1 3 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 7 年 1 0 月 8 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「新なぎさ 2」（88 トン）において、安全管理規程に基づく手順で船内巡視を実施していないにもかかわらず、あたかも適切に船内巡視を実施したかのような虚偽の記録をしていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船員法第 118 条の 4 に基づき、旅客事業用小型船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。
2. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、船員法をはじめとする関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
5. 安全統括管理者又は運航管理者は、安全管理規程第 21 条に基づき、規程の内容に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議し、経営トップは、規程の変更を決定し、届け出ること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 23 条第 3 項に基づき、旅客事業用小型船舶の配乗計画を作成又は改定する場合は、乗組員が船員法第 118 条の 4 の規定による特定教育訓練を終了しているか等、その安全性を検討すること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第 30 条に基づき、乗船した旅客数を必ず船長に連絡すること。
8. 船長は、安全管理規程第 31 条に基づき、発航前検査を終え出港するとき等は、必ず運航管理者に連絡すること。
9. 運航管理者は、安全管理規程第 33 条並びに作業基準第 2 条及び 3 条に基づき、陸上作業の体制を確保すること。
10. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、安全管理規程第 35 条並びに作業基準第 13 条及び 15 条に基づき、確実に綱取作業及び係留作業並びに船内放送を実施すること。
11. 船長は、安全管理規程第 37 条及び作業基準第 14 条第 1 項に基づき、「火災予防船内巡視実施要領」の定めるところにより、船内巡視を実施させること。
12. 船長は、安全管理規程第 37 条及び作業基準第 14 条第 3 項に基づき、

- 船内巡視員に巡視結果を正確に記録させること。
13. 運航管理者は、安全管理規程第42条に基づき、毎日1回以上、陸上施設の点検を実施すること。
 14. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施すること。
 15. 内部監査を行う者は、安全管理規程第55条に基づき、経営トップの支援を得て関係者とともに、年に1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査及び見直しを行うこと。

事案 1 4 着岸作業中に岸壁に衝突した旅客船について、船長が船舶の点検中に異常を発見したにもかかわらず、当該事実を運航管理者に報告していなかった事案

事業者 : 株式会社千鳥観光汽船（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 1 月 1 5 日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和 7 年 1 0 月 5 日、旅客船「ちどり」（1 2 2 トン）が「沼津港周遊航路」において、乗客 3 8 名及び乗組員 2 名を乗せて沼津港内にて着岸作業中、船首から岸壁に衝突し、乗客 1 8 名及び乗員 1 名が負傷した。同年 1 0 月 1 4 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、船長が船舶の点検中に異常を発見していたにもかかわらず、当該事実を運航管理者に報告していなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にすること。また、船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
4. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 3 8 条に基づき、船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図ること。
5. 船長は、安全管理規程第 4 1 条第 2 項に基づき、船舶の点検整備について、異常を発見したときは、直ちに異常のある箇所及びその状況並びにそれに対して講じた措置を運航管理者に報告すること。
6. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第 5 1 条に基づき、乗組員等に対して、安全管理規程その他関係法令などについて、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施して周知徹底を図ること。
7. 船長は、運航基準第 1 6 条に基づき、入港着岸前、棧橋手前 3 0 0 m 等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施すること。

事案 15 漁船と衝突した旅客船について、船舶検査証書に定められている最大搭載人員を超えて船員を乗船させ、運航していた事案

事業者 : 株式会社真鍋海運（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 1 月 2 1 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 7 年 1 0 月 1 2 日、旅客船「POPEYE 2」（3 8 トン）が「伊吹～観音寺航路」において、乗客 8 0 名及び乗組員 3 名を乗せて伊吹島真浦港から出港中、入港してきた漁船と衝突した。乗客等に怪我は無かった。同年 1 0 月 2 2 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、船舶検査証書に定められている船員の最大搭載人員（2 人）を超える数の船員を乗せて運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船長は、船舶安全法第 1 8 条に基づき、最大搭載人員を超えて旅客其の他の者を搭載しないこと。
2. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
5. 安全統括管理者は、安全管理規程第 2 0 条に基づき、規程の内容に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議し、経営トップは、規程の変更を決定し、届け出ること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 2 2 条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、輸送の安全の確保上必要と認める事項について、その安全性を検討した上で作成又は改定し、経営トップが決定すること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第 2 9 条に基づき、乗船した旅客数を必ず船長に連絡すること。
8. 船長は、安全管理規程第 3 0 条に基づき、発航前検査を終え出港するとき等は、必ず運航管理者に連絡すること。
9. 船長は、安全管理規程第 3 7 条に基づき、「船内巡視実施要領」の定めるところにより、船内巡視を実施させること。
10. 安全統括管理者は、安全管理規程第 3 9 条に基づき、アルコール検知器を用いた検査体制を構築すること。
11. 船長は、安全管理規程第 4 1 条に基づき、船舶の点検整備を実施した際に、点検簿に記載すること。
12. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 1 条に基づき、乗組員等に対し安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地

震防災対策基準を含む。)、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施し、その周知徹底を図ること。

事案 16 座礁した海上タクシーが運航中止条件に抵触するおそれを認識しながら運航を中止しなかった事案

事業者 : 株式会社志々島オーシャンズ（一般不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 2 月 1 7 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 7 年 1 2 月 3 日、プレジャーモーターボート「オーシャンズ」（5 トン未満）が、乗客 2 名を乗せて香川県三豊市宮ノ下港から志々島へ向け航行中に操舵不能となり、亀笠島沖で座礁した。乗客等に怪我は無かった。同年 1 2 月 1 7 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、船長が発航前に運航中止条件に抵触するおそれを認識していながら、運航を中止しなかったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営代表者は、安全管理規程第 3 条に基づき、輸送の安全確保のため、安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 0 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 1 1 条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
4. 船長は、安全管理規程第 1 5 条に基づき、発航前点検を終え出港するとき等は、必ず陸上連絡員に連絡すること。
5. 船長は、安全管理規程第 1 9 条に基づき、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、発航中止条件に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止すること。
6. 船長は、安全管理規程第 4 3 条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署及び陸上連絡員等に連絡すること。
7. 安全統括管理者は、安全管理規程第 5 0 条に基づき、事故処理に関する訓練を計画し、年 1 回以上これを実施すること。

事案 17 旅客船が船舶検査証書に定められている条件（夜間航行禁止）に違反して運航していた事案

事業者 : 株式会社太閤コミュニティー（一般不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 2 月 27 日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和 7 年 9 月 24 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同社が運航する旅客船「第七天祐丸」（1.7 トン）が、令和 7 年 4 月から 6 月の間に少なくとも計 5 日間、船舶検査証書に定められている条件（夜間航行禁止）に違反して運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者又は船長は、船舶安全法第 18 条に基づき、船舶検査証書に記載されている条件に違反して船舶を運航しないこと。
2. 特定小型船舶所有者は、船員法第 118 条の 5 第 1 項に基づき、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。
3. 安全統括管理者は、海上運送法第 22 条第 2 項において準用する第 19 条の 4 及び安全管理規程第 55 条第 4 項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者、運航管理者、安全方針及び安全重点施策に係る情報について外部に対して公表を行うこと。
4. 安全統括管理者は、海上運送法施行規則第 23 条の 6 第 1 項において準用する第 19 条の 2 の 2 第 2 項に基づき、毎事業年度の経過後 100 日以内に事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報、事業の用に供する船舶の事故に係る情報について外部に対して公表を行い、その内容を北海道運輸局へ報告すること。
5. 一般不定期航路事業者は海上運送法第 22 条第 2 項において準用する第 19 条の 10 第 1 項及び同法施行規則第 23 条の 2 の規定に基づき、使用船舶を追加したときは、遅滞なく変更届出をすること。
6. 一般不定期航路事業者は海上運送法第 22 条第 2 項において準用する第 19 条の 10 第 1 項及び同法施行規則第 23 条の 2 の規定に基づき、使用船舶の定員を変更したときは、遅滞なく変更届出をすること。
7. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
8. 経営トップは安全管理規程第 6 条に基づき、安全管理にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、会社内部へ周知すること。
9. 経営トップは安全管理規程第 7 条に基づき、安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施すること。
10. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確

- 実にすること。
11. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 12. 経営トップ並びに安全統括管理者又は運航管理者は安全管理規程第 20 条に基づき、安全管理規程、運航基準、作業基準若しくは事故処理基準に変更が生ずることとなった場合は、安全管理規程を変更すること。
 13. 運航管理者は、安全管理規程第 21 条に基づき、運航計画を作成又は改定する場合は、自らの職務を理解し、自らが主体となって、その安全性を検討すること。
 14. 運航管理者は、安全管理規程第 21 条に基づき、配船計画を作成又は改定する場合は、使用船舶の安全性を検討し、船舶検査証書に記載されている条件に違反して運航しないこと。
 15. 運航管理者は、安全管理規程第 22 条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、特定教育訓練終了者を乗り組ませる等、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか、その安全性を検討すること。
 16. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 28 条及び運航基準第 4 条の 2 に基づき、運航中止に係る情報、運航の可否判断の結果等を運行管理日誌に記録すること。
 17. 運航管理者は安全管理規程第 29 条に基づき、水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報及び乗船した旅客数について把握し、船長に連絡すること。
 18. 船長は安全管理規程第 30 条、運航基準第 10 条及び 11 条に基づき、出入港、航路の折り返し地点、運航基準図に定める地点及び着岸 5 分前について、運航管理補助者へ運航基準に定める事項を連絡すること。
 19. 安全統括管理者等は、安全管理規程第 38 条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。
 20. 船長は、安全管理規程第 40 条に基づき、船体、機関、諸設備、諸装置等について点検した事項を点検簿に記録すること。
 21. 運航管理者は安全管理規程第 41 条に基づき、陸上施設点検簿を作成し、係留施設等の点検を実施した際は、その内容を記録すること。
 22. 安全統括管理者及び運航管理者は安全管理規程第 52 条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規程等について安全教育を実施した際は、その概要を記録簿に記録すること。

事案 18 旅客船の配船計画を作成するに際して、船舶安全法に基づく受検期間内に中間検査を受検していない船舶を運航させていた事案

事業者 : やまさ海運株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 3 月 2 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 7 年 5 月 29 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「マルベージャ 3」（96 トン）が、「長崎～軍艦島航路」において、船舶安全法に基づく中間検査の受検期間内に検査を受検せずに運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船舶安全法第 5 条に基づき、第一種中間検査を受けるべき場合において、これを受けていない船舶を航行の用に供しないこと。
2. 安全統括管理者は、海上運送法第 19 条の 4 及び安全管理規程第 56 条に基づき、安全統括管理者及び運航管理者に係る情報等の輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表すること。
3. 経営トップは、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全管理体制を構築すること。
4. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 21 条に基づき、配船計画を作成するときは、使用船舶の法定検査の受検状況を含め、安全性を検討すること。
7. 安全統括管理者等は、安全管理規程第 36 条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 52 条に基づき、年 1 回以上、事故を想定した実践的な事故処理に関する訓練を実施するとともに、運航管理者は、同規程第 53 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
9. 運航管理者は、安全管理規程第 50 条に基づき、運航管理員等に対し、安全教育を実施した場合は、同規程第 53 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。

事案 19 岸壁に衝突した貨物船について、船長が酒気帯び状態で当直に就いた事案

事業者 : 株式会社マリーンリンク（内航海運業）
発出年月日 : 令和 8 年 3 月 2 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 7 年 7 月 31 日、貨物船「海宝丸」（498 トン）が荷役のため姫路港に着岸する際、同港広畑地区にある夢前川岸壁に 2 度衝突した。同年 9 月 24 日、内航海運業法に基づく監査を実施したところ、船長が当直前にアルコール検査を実施せず、酒気帯び状態のまま当直に就いていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、内航海運業法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
3. 船長は、安全管理規程第 23 条に基づき、船舶の安全運航に支障がある時は運航管理者と協議を行い運航計画又は配乗計画の臨時変更の措置を執ること。
4. 安全統括管理者等は、安全管理規程第 35 条に基づき、乗組員が酒気を帯びて当直を実施することがないようにアルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。
5. 船長は、安全管理規程第 39 条に基づき、事故拡大防止のための措置等を講じるとともに速やかに事故の状況及び講じた措置を運航管理者及び関係各所に連絡すること。
6. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第 50 条に基づき、年 1 回以上、事故を想定した実践的な事故処理訓練を実施するとともに、運航管理者は、同規程第 53 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。

事案 20 出港時に岸壁及び可動橋に衝突した旅客船について、船体に破孔が生じていたにもかかわらず、臨時検査を受検しないまま運航を再開した事案

事業者 : 甕島商船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 3 月 5 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 7 年 2 月 5 日、フェリー「フェリーニューこしき」（940 トン）が、「串木野～川内～甕島航路」において、乗客 11 名及び乗組員 11 名を乗せて薩摩川内市の里港から出航する際、突風に煽られて岸壁に衝突した後、体勢を立て直そうとして可動橋に衝突した。同年 2 月 14 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、岸壁衝突により、船体に破孔が生じていたにもかかわらず、臨時検査を受検しないまま運航を再開したこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのある船体等の損傷等が生じたときは、運航の用に供する前に船舶安全法第 5 条に基づき、必要に応じて臨時検査を受検すること。
2. 安全統括管理者は、海上運送法第 19 条の 4 及び安全管理規程第 56 条に基づき、輸送の安全を確保するために講じた措置及び安全に関する情報について、最新の内容を適宜の方法で外部へ公表すること。
3. 経営トップは、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全管理体制を構築すること。
4. 経営トップは、安全管理規程第 7 条に基づき、安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行うこと。
5. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理その他輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。
7. 船長は、安全管理規程第 24 条に基づき、適宜、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の基準に達したと認められるとき又は達するおそれがあると認められるときは、運航中止の措置をとること。
8. 安全統括管理者は、安全管理規程第 38 条に基づき、全ての当直の前にアルコール検知器を用いたアルコール検査体制を確実に構築すること。
9. 船長は、安全管理規程第 40 条に基づき、船舶の点検整備を確実に行うこと。
10. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 43 条、48 条及び事故処理基準第 4 条に基づいた連絡体制を構築し、海難その他の事故が発生した場合は確実に連絡・報告を行うこと。
11. 内部監査を行う者は、安全管理規程第 54 条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年 1 回以上、船舶及び陸上施設の状況並び

に安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。

事案 2 1 旅客船において、船長・機関長の海技免状の有効期限が満了していたにもかかわらず、複数回にわたり運航していた事案

事業者 : NTP名古屋トヨペット株式会社（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 3 月 9 日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和 7 年 1 1 月 2 8 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「雅（みやび）」（49 トン）が、「セントレア遊覧航路」において、船長・機関長の海技免状の有効期限が満了していたにもかかわらず、複数回にわたり運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 18 条に基づき、乗組み基準に従った海技免状を受有する海技士を乗り組ませること。
2. 経営の責任者は、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にすること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 22 条に基づき、配乗計画を作成する際において、法定職員を適正に確保すること。
6. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 28 条及び運航基準第 4 条の 3 に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置及び協議の結果等について確実に記録すること。
7. 安全統括管理者等は、安全管理規程第 39 条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、アルコール検査等の実施時に、その結果を確実に記録すること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 51 条に基づき、乗組員等に対して、安全管理規程その他関係法令などについての安全教育を定期的に実施すること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 53 条に基づき、年 1 回以上、全社的で実践的な事故処理に関する訓練を実施すること。

事案 2 2 SUPと衝突したプレジャーボートについて、船長が発航前点検の記録をしていなかった事案

事業者 : 楠原 透（一般不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 3 月 1 1 日
所管局 : 中国運輸局

【概要】

令和 7 年 8 月 1 4 日、プレジャーボート「NESS」（5 トン未満）が、乗客 2 名を乗せて前島海水キャンプ場沖を航行中、SUP（スタンドアップパドルボード）と衝突した。令和 7 年 9 月 2 5 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、船長は、「NESS」の発航前点検を記録していなかったことを確認した。

【命令内容】

1. 安全統括管理者は、海上運送法第 2 2 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条の 4 及び安全管理規程第 5 6 条第 3 項に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。
2. 一般不定期航路事業者は、事業の用に供する船舶を追加したときは、海上運送法第 2 2 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条の 1 0 第 1 項に基づき、遅滞なく、その旨を中国運輸局長に届け出ること。
3. 一般不定期航路事業者は、海上運送法第 2 2 条第 3 項において準用する同法第 1 9 条の 1 1 に基づき、営業所に運賃及び料金並びに運送約款を見やすいように掲示すること。
4. 経営代表者は、安全管理規程第 3 条第 1 号に基づき、関係法令及び社内規程の遵守を社内に徹底させること。
5. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 0 条第 3 号に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守を社内に徹底させること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 1 1 条第 1 項第 1 号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第 1 3 条第 1 項に基づき、運航計画を作成及び変更する場合は、使用船舶の性能、使用桟橋付近の状況、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討すること。
8. 船長は、安全管理規程第 1 8 条第 2 項に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示すること。
9. 船長は、安全管理規程第 2 3 条第 2 項に基づき、基準航行の変更、運航の可否判断、運航中止の措置を記録すること。
10. 船長は、安全管理規程第 3 6 条に基づき、船内の旅客が見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示すること。
11. 安全統括管理者は、安全管理規程第 3 8 条第 1 項に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。
12. 船長は、安全管理規程第 4 0 条に基づき、発航前に船舶が航行に支障ないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等の点検の

- 記録をすること。
13. 船長は、安全管理規程第44条第1項に基づき、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署及び陸上連絡員等に連絡すること。陸上連絡員は、安全管理規程45条第3項に基づき、事故が発生したことを知ったときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告すること。
 14. 安全統括管理者は、安全管理規程第50条に基づき、陸上連絡員に対し、安全管理規程、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的 to 実施し、その周知徹底を図ること。
 15. 安全統括管理者は、安全管理規程第51条に基づき、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施すること。
 16. 経営代表者は、安全管理規程第53条第1項に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり見直しを行うこと。
 17. 経営代表者は、安全管理規程第54条に基づき、関係法令の改正、使用船舶の変更等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を決定すること。
 18. 安全統括管理者は、安全管理規程第55条第1項に基づき、安全管理規程及び運航基準図を船舶その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるように備え付けること。

事案 2 3 岸壁に衝突した貨物船について、船舶安全法に基づく臨時検査を受検せずに運航していた事案

事業者 : 大阪旭海運株式会社（内航海運業）
発出年月日 : 令和 8 年 3 月 2 6 日
所管局 : 近畿運輸局

【概要】

令和 7 年 7 月 9 日、貨物船「第十五旭丸」（7 4 9 トン）が、水島港に入港中、岸壁に衝突した。同年 9 月 1 9 日他、内航海運業法に基づく監査を実施したところ、事故により船体に破孔が生じていたにも関わらず、船舶安全法に基づく臨時検査を受検しないまま運航を再開し、1 3 日間にもわたって船体に破孔が生じた状態のまま運航を継続していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 船舶所有者は、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合又は船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある修理を行う場合において、船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）第 5 条に基づく検査を受検し、合格した船舶を航行の用に供すること。
2. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第 4 条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3. 安全統括管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第 1 7 条に基づき関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、法令に違反した事実に対する再発防止を図るべく、安全管理規程第 1 8 条に基づき船舶の運航管理及び輸送の安全確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を行うこと。
5. 船長は、安全管理規程第 3 9 条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置について、速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 4 0 条及び事故処理基準第 7 条に基づき、船舶からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより、事故の実態把握及び船舶に対する必要事項の連絡及び助言を行う等、必要な措置を講ずること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第 4 5 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに近畿運輸局にその概要及び事故処理の状況を報告すること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 4 7 条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程（運航基準、事故処理基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施すること。

事案 2 4 航行不能となった旅客船について、発航前検査が不十分であった事案

事業者 : たどつ汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 3 月 2 7 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 8 年 1 月 8 日、旅客船「ニューおおとり」（19 トン）が、「多度津～佐柳航路」において、多度津港の港界付近を航行中に機関トラブルにより航行不能となった。同年 1 月 13 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、発航前検査が不十分であったこと等を確認した。

【命令内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
3. 船長は、安全管理規程第 41 条に基づき、毎日 1 回以上発航前検査を実施すること。
4. 船長は、安全管理規程第 44 条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡すること。
5. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 51 条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。

4 行政指導に係る事項

令和7年度は、事故等を起こした7事業者に対して、輸送の安全確保に向け、再発防止のための指導文書を発し、改善措置が講じられたことを確認しました。これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案1 アルコール検査の未実施があった事案

事業者 : 対州海運株式会社（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和7年4月25日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和7年1月30日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同社が運航する貨物フェリー「フェリーたいしゅう」（1,083トン）において、安全管理規程に基づくアルコール検査が実施されていない事実を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者等は、安全管理規程第36条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。

事案 2 アルコール検査の一部未実施があった事案

事業者 : JR西日本宮島フェリー株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 8 月 5 日
所管局 : 中国運輸局

【概要】

令和 7 年 5 月 3 0 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同者が経営する一般旅客定期航路事業において、乗組員にかかるアルコール検知器を用いたアルコール検査が一部実施されていなかったことを確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者等は、安全管理規程第 3 6 条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査を徹底すること。

事案3 岸壁に衝突した旅客船について、機関の後進、舵等の点検を実施していなかった事案

事業者 : 四国汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和7年8月5日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和7年4月8日、「高松～宮浦～宇野航路」において運航するフェリー「あさひ」（987トン）が宮浦港に入港する際、右舷船首が岸壁に衝突した。同年5月13日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、船長が入港着岸前に、安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施していなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
3. 船長は、安全管理規程第31条に基づき、事故処理基準に定める事故が発生したときは、必ず運航管理者に連絡すること。
4. 船長は、安全管理規程第36条に基づき、離岸後着岸するまでの間、旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じること。
5. 船長は、安全管理規程第37条及び作業基準第14条第3項に基づき、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させたときは、当該巡視結果を巡視記録簿に記録すること。
6. 船長は、安全管理規程（運航基準第15条）に基づき、入港着岸（棧）前、安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施すること。
7. 船長は、安全管理規程第44条に基づき、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。

事案 4 旅客船が岸壁に衝突した事故について、事業者が関係官署に事故報告を行っていなかった事案

事業者 : 郵船クルーズ株式会社（一般不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 7 年 1 2 月 1 6 日
所管局 : 海事局（国土交通省）

【概要】

令和 7 年 1 0 月 2 8 日、旅客船「飛鳥Ⅲ」（52, 265 トン）が、乗客 448 名及び乗組員 446 名を乗せて門司港第 6 号岸壁に着岸する際、右舷前方部が岸壁に衝突した。乗客等に怪我は無かった。同年 1 1 月 2 1 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、事故発生時に事業者が関係官署に速やかに事故報告を行っていなかったことを確認した。

【指導内容】

1. 船長は、安全管理規程第 46 条に基づき、自船に事故その他異常事態が発生したときは、事故処理基準及び安全管理手引書に定めるところにより、事故等の状況及び講じた措置について、速やかに海上保安官署等に連絡すること。あわせて、自らが講じた措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。

事案5 船内通路にあるハッチを開放したまま旅客の乗船を開始し、旅客1名がハッチに転落しかけて負傷した事案

事業者 : 平戸市（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和8年3月4日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和7年11月11日、旅客船「れぴーど」（94トン）が大島港において、乗客全員が下船後、乗船してきた旅客1名がハッチ入り口に転落しかけて負傷した。同年12月4日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同種事案が発生する可能性が高いインシデントが発生した際に、運航管理者が遅滞なく運輸局に報告していなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
3. 船長は、安全管理規程第34条及び作業基準第8条に定めるところにより、乗下船作業を実施すること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第45条及び事故処理基準第4条に基づき、インシデントが発生したときは、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局に報告すること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第51条の安全教育を行ったときは、安全管理規程第54条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第53条の訓練を行ったときは、安全管理規程第54条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
7. 内部監査を行う者は、安全管理規程第55条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。

事案 6 出港時に進入角度を誤り座礁した旅客船において、運航の可否判断等についての記録がなされていなかった事案

事業者 : 合名会社水納海運（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 3 月 5 日
所管局 : 沖縄総合事務局

【概要】

令和 8 年 1 月 1 9 日、旅客船「ニューウイングみんなⅡ」（8 6 トン）が、「渡久地港～水納港航路」において、乗客 2 名を乗せて水納港を出港する際、進入角度を誤り、座礁した。同年 1 月 2 3 日、海上運送法に基づく監査を実施したところ、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断等について事務所側で記録がなされていなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 2 4 条及び運航基準第 4 条の 2 に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について運航日誌に記録すること。
4. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第 5 3 条に基づき、年 1 回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を実施すること。

事案 7 他船に衝突した貨物船について、適切なアルコール検査体制を構築していなかった等の事案

事業者 : 四国開発フェリー株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 8 年 3 月 2 3 日
所管局 : 四国運輸局

【概要】

令和 7 年 1 1 月 1 9 日、フェリー「おれんじ四国」（2, 9 1 8 トン）が、「八幡浜～臼杵航路」において、乗客 3 1 名を乗せて臼杵港から八幡浜港に向け航行中、外国籍貨物船に衝突した。同年 1 1 月 2 0 日他、海上運送法に基づく監査を実施したところ、適切なアルコール検査体制を構築していなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
3. 船長は、安全管理規程第 3 5 条及び作業基準第 1 0 条に定めるところにより、船内車両誘導係員に対して、運転者が車両区域にとどまらないよう指示させること。
4. 安全統括管理者等は、安全管理規程第 3 9 条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。
5. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 1 条に基づき、乗組員等に対し安全管理規程、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。